



# NISSEI TOPIC

## 第25回柔道整復療養費検討専門委員会開催



令和5年9月22日(金) 午前10時から約1時間にわたり『第25回柔道整復療養費検討専門委員会(以下、専門委員会という)』が開催されました。日本柔道整復師会からは、齋藤武久委員、田代富夫委員、柏木久明委員が出席しました。また、長尾淳彦会長、竹藤敏夫副会長、森川伸治副会長、山崎邦生保険部長が傍聴しました。

### ● オンライン資格確認

今回の専門委員会は「柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について」議論が展開されました。

冒頭、遠藤久夫座長から厚生労働省事務局に説明を求め、厚労省の保険データ企画室室長が資料に基づいて説明を行い、それに対して活発な議論が行われました。

柏木委員から、このオンライン資格確認の推進には賛成だが、会員の中にはデジタルに疎い会員も多数いるため、厚生労働省には分かりやすく、丁寧な説明と環境整備をお願いしたいとの発言を行いました。厚労省としてもなるべく分かりやすく説明するとの回答を得ました。

田代委員からは、ネット環境がない患家などでの資格情報の取得が困難な場合の方法について質問し、厚労からはそういったやむを得ない場合の様々な事例については今後施術者側の協力も得ながら検討を進めていきたいとの回答を得ています。今後の専門委員会での議論に移ることになります。

また、保険者側から、このスケジュールで行うこ

とをどう考えているかとの質問には田代委員から、タイトなスケジュールではあるが、日本柔道整復師会としてはこの一連の流れに沿って鋭意努力していくつもりであると回答しています。

最後に齋藤委員から、はじめにと断わり、本会役員の不幸事に関して業界関係の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。また、これまで「施術者の意見を反映する側」の意見がちぐはぐしていましたが、全国柔道整復師連合会の田中代表、日本個人契約柔道整復師連盟の岸野代表と日本柔道整復師会の長尾会長が話し合い、同じ方向での議論をこの専門委員会で行い、保険者等の意見を代表する側の方々とも被保険者である患者様にとっても有益な議論をしていきたいと思っているとの発言をしました。

なお、資料につきましては、厚生労働省のHPにアップされている第25回柔道整復療養費検討専門委員会の資料を参照していただきたいと思います。

2面に詳細、3面に今後のスケジュールを掲載

## ● オンライン資格確認の位置づけと導入の義務化

「柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について」は、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所におけるオンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入部分では、受領委任払いにおいて施術者は、患者の提出する被保険者証によって、療養費を受療する資格があることを確認することとされており、政府方針の令和6年秋の保険証の廃止にあたり、患者の資格情報を確認することが出来るオンライン資格確認の仕組みを導入する必要があるとし、保険局長通知を改正して、令和6年4月以降、資格確認の方法に「オンライン資格確認」を位置付けることとともに、令和6年秋以降、導入を義務化してはどうかという点が議論の中心となりました。

日本柔道整復師会を含め施術者側、保険者側等々もオンライン資格確認については前向きに検討しており、種々の議論がなされましたが**令和6年4月から資格確認の方法に『オンライン資格確認』を位置づけること、また令和6年秋以降導入を義務化することが承認されました。**

このことから各都道府県社団におかれましても会員への説明と周知徹底をお願いしたいと思います。日本柔道整復師会からの説明につきましては下記のとおり、オンラインにおいて説明を行いますので、会長、保険部長等におかれましてはご出席の程お願い申し上げます。なお、傍聴に関しましては、制限はございませんのでお含みおきください。

### 日本柔道整復師会からの説明（Web）の実施について

日時：2023年10月6日（金）午後1時30分～2時30分

参加者：各都道府県会長及び保険部長

## ● 資格確認の仕組みと方法

さて、以前からご説明申し上げているとおり、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等については、資格情報のみを取得できる資格確認限定型の簡素な資格確認の仕組みとしており、施術所は専用の読み取りアプリにより端末認証を行い、この端末のみで利用可能となり、施術所等で本人確認を行います。

その際の端末はパソコン、タブレット、スマホなどが考えられます。

マイナンバー保険証をカードリーダーで読み取り、

PCで確認することが出来ます。タブレットなどのモバイル端末からは、資格確認限定用のWebサービスを介し、オンライン資格確認システムの資格情報を要求し、取得することが出来ます。本人であるかどうかの確認方法は目視又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行うこととなります。

## ● 実装は令和6年10月から

令和6年10月にはカードリーダーから直接レセコンに保険情報を転記することが出来るようアプリが配信され、レセコンを導入している施術所については、安全に実施できる「API連携機能」により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由して転記するようになる予定です。

レセコンを導入していない施術所については、資格確認を行った患者の資格情報を、PCまたはモバイル端末から事後的にアプリケーション上で閲覧できます。ただし、注意しなければならないのは無期限で閲覧できるというものではありません。この閲覧履歴期間については今後の検討課題となっています。

## ● 国の財政支援

これらのオンライン資格確認に係る国からの**財政支援**（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）については、**オンライン資格確認に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等の端末機器）の導入を支援**するとなっており、基準とする事業額は41,000円を上限に**実費補助**とすることになっています。そのためには国が用意するポータルサイトに施術所がアカウント登録し、申請することが必要になります。令和5年12月ごろにはアプリケーションのリリースが完了すると思いますので、早めのアカウント登録をお願いしたいと思います。

## ● 今後のスケジュール

スケジュールに関しては、別添資料のとおりですが、本日の専門委員会で令和6年4月からのオンライン資格確認が開始されること、令和6年10月には資格情報をレセコンと連携させる機能が実装されるということが決定しておりますので、会員の皆さまにおかれましてはインターネット環境やオンライン資格確認に関する様々な準備をお願いいたします。

日本柔道整復師会では、分かりやすく、丁寧な説明を行いたいと考えておりますので、ご質問等お寄せいただければお答えしていきたいと考えております。



# 今後のスケジュール（案）

		令和5年度 (2023年度)						令和6年度 (2024年度)								
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～	
マイルストーン		秋：保険証廃止★														
柔整あはき 施術所	準備作業 (モバイル端末、汎用カードリーダーの準備)	オンライン資格確認開始														
	接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)	義務化★														
通知改正・ 受領委任契約等 の改正	アプリケーション リリース (見込み)★	アプリケーション配信 (データ連携の実装)★														
	ポータル開設★	改正通知 に基づく協定等★														
		通知改正、協定・契約改定														